

「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」の概要

監督局総務課事業性融資推進室 室長 水谷 登美男
課長補佐 長谷川 俊夫、中村 詠吏、尾花 祐美
主査 渡部 敦大、杉本 恭朗
係員 田中 里菜、向井 聡汰、青井 湧

総合政策局リスク分析総括課リスク管理検査室

室長 小笠原 規人
信用チーム長 中山 龍王
課長補佐 小澤 学
係長 竹元 涼

金融庁は、令和8年5月18日に「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」（以下、「事業性融資PS」という）¹を公表しました。本稿ではその主なポイントについてご紹介いたします。

1. 背景

従来、日本の融資慣行は金融危機の経験から、不動産担保や個人保証、公的保証に過度に依存していると批判されてきました。金融庁では2000年代以降、リレーションシップバンキングや事業性評価に基づく融資等を後押しする方針を打ち出し、金融検査マニュアルを廃止するなど、様々な見直しを進めてきました。足元では、約30年間伸び悩んでいた名目GDPや民間設備投資等の指標が伸びに転じ、また、将来の拡大目標が明示されるなど、民間事業者の将来を見据えた投資意欲・資金需要の高まりが見込まれる

中、金融機関がこうした資金需要に適切に対応していくことが求められています。

こうした中で、令和8年5月25日には「事業性融資の推進等に関する法律」が施行され、事業の将来性に基づく融資（事業性融資）を進めるにあたっての有用な選択肢である企業価値担保権が導入されました。導入に際しては2020年以降、研究会や審議会を通じ、特に事業者と金融機関のコミュニケーションのあり方等、事業性融資の実務に関する議論が深められた他、推進法の施行準備として、2024年以降は現場の融資担当者との勉強会が開催されるなど、実務的な議論が重ねられてきました。こうした一連の議論を踏まえて、事業者と金融機関の信頼関係を築くために、特に重要となるコミュニケーションのあり方を具体的に整理し、事業性融資PSとして公表しました。

¹ 「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」等（案）に対するパブリック・コメントの結果等の公表について（2026年5月18日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260518/20260518.html>

2. 信頼関係構築に向けたコミュニケーションのあり方

事業性融資に取り組むにあたっては、融資審査の段階で事業性（事業の実態や将来性）を理解し、将来キャッシュ・フローの見通しやその不確実性といった個々の実情を踏まえ、融資後の返済可能性を評価し、資金使途に見合った適切な返済計画・融資手法等を選択することが求められています。そして、企業の事業性を理解するためには、事業者との事業計画等に基づくコミュニケーションが必要となります。ここでいう事業計画等については、金融機関と事業者との間で

A) 事業者がどのような行動をとる予定なのか、その行動がどの程度事業見通しの達成に寄与するのか

B) 想定通りに行動できない・結果が得られない場合に対する備えが可能であれば、それはなにか

C) その見通しを支える/疑義を生じさせ得る情報（例えば、過去の事業見通しの達成度や過大なコストをかけずに収集できる外部情報）にはどのようなものがあるのか、といった事項について、共通理解を得られ、現実的に進捗を確認できるものであることが重要

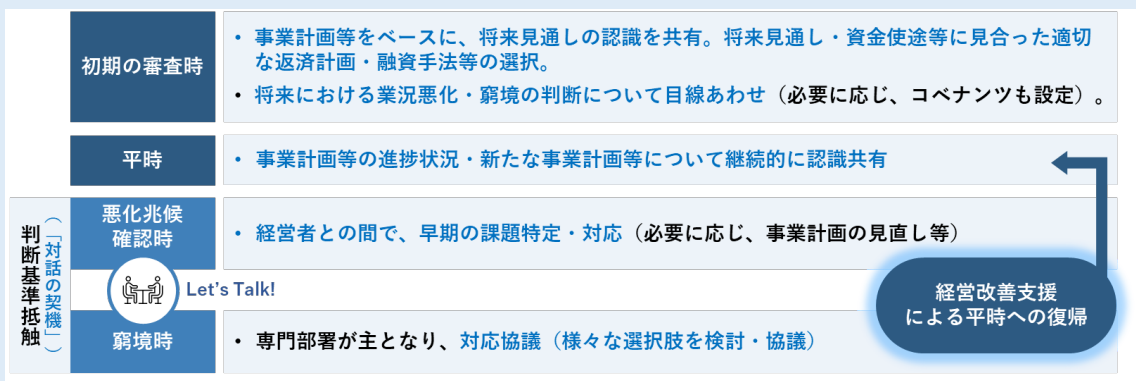
となります。

したがって、形式に囚われる必要はなく、例えば、第三者によって作成されたものであったり、事業者自身が進捗を管理できないほどに詳細なものであったりする必要はありません。

また、融資後（期中管理）において着目していくべき点について、金融機関と事業者の目線を合わせておくことも重要となります。その際には、事業計画等と紐づくコベナンツ²が、重要な役割を果たし得るものと想定されています。事業計画等やコベナンツを理解するにあたっては、事業者の規模や業種別の特性などにも留意が必要です（「業種別支援の着眼点」等も参照）。

融資後（期中管理）においては、融資審査時に確認した・（あるいはその後に見直した）事業計画等と比べ、事業がどのように推移しているのか、互いに確認することが想定されます。例えば、事業計画等との乖離が生じつつある場合（経営悪化の兆候が見られる場合）には、これを早めに把握して、延滞等の深刻な事態に至る前にその問題点の解消・対応策を議論し、場合によっては事業計画等の見直しを含む経営改善につなげていくことが重要となります（下図参照）。

<参考> 事業の将来性に着目したコミュニケーションのイメージ



² 融資契約において借り手側に課せられる義務。財務（キャッシュフローの維持等）・非財務（情報開示義務等）両面が想定され、特に事業性融資の文脈では、「借入人が、融資後において、事業の将来像の実現に最大限努め、貸付人がその進捗状況をフォローする」という関係が、融資後も継続されるために有用な役割を果たすものと考えられます。

3. 企業価値担保権の活用

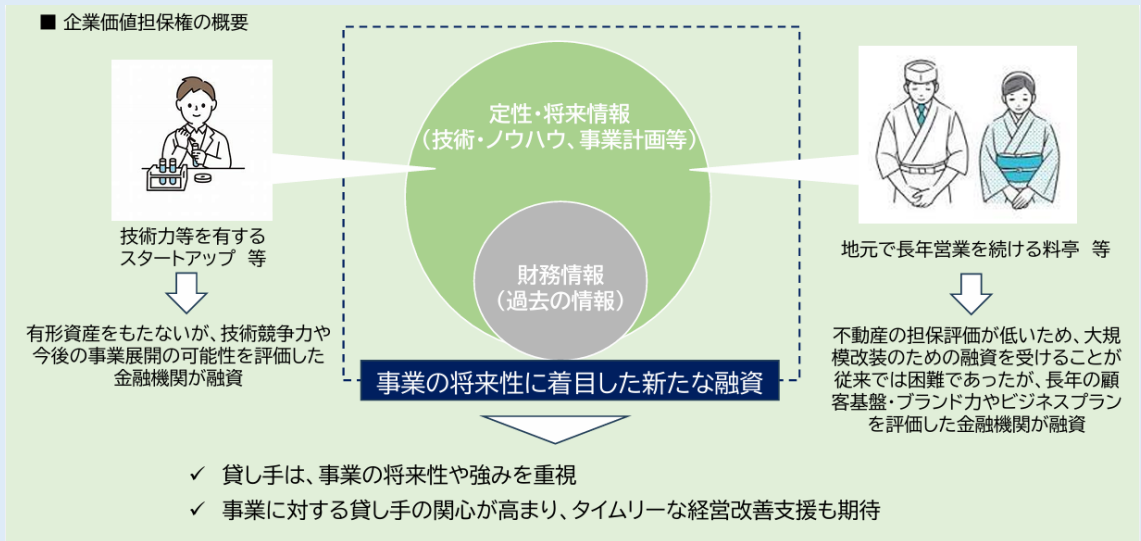
事業性融資に必要な、事業者と金融機関の緊密なコミュニケーションを支え、信頼関係を構築するための法的基盤として整備したものが、企業価値担保権です。

この制度は、借り手が総財産（将来性を含めた事業全体）を担保とすることで、金融機関との事業の将来性に基づく資金調達の相談が円滑になり、資金調達後も、業況を理解する金融機関から経営支援を受けやすくなることを志向しています。したがって、これまでの不動産担保のように、担保価値を算出し、その範囲内で借入を受けられるという性質のものではなく、企業価値の算定は、設定時や融資時ではなく、担保権の実行前後に意識されるものと想定されています。

制度の活用により、例えば、企業価値担保権に基づく貸し手は、平時より、事業者とのコミュニケーションを深め、事業の将来性をよりよく理解することでメインバンク的な立場となり、経営改善のみならず事業拡大に向けた対話の契機を早めに確保しやすくなることなどが期待されます。また、経営改善や事業再生等の局面においては、総財産（企業価値）について他の債権者に優先することなどから、債権者間の調整に伴う時間的コスト・先行きの不透明感を解消し、迅速に経営改善・事業再生を支援できるようになるものと考えられます。

また、企業価値担保権が設定されている場合には、前述2. の内容に加えて、以下の事項にも注意が必要です。

<参考> 企業価値担保権の概要



(1) 企業価値担保権付き融資における債務者区分・格付の考え方

企業価値担保権付き融資では、その確かな法的基盤の下で、金融機関が平時から事業者とのコミュニケーションを深め、必要に応じて適切な事業者支援等を行うことにより、将来の業況悪化回避の可能性を高め、事業者の事業継続性や事業見通しの蓋然性を確保することができます。

そのため、債務者区分・格付の判断においても、企業価値担保権の活用を通じた将来の業況悪化回避の可能性を織り込むことが考えられます。企業価値担保権付き融資では、赤字・債務超過という過去の指標・事業清算時に係る評価のみに囚われず、企業価値担保権の機能の適切な発揮を通じた将来のPDやLGDの改善等といった将来・定性情報を考慮することが重要となります。

もつとも、将来・定性情報を考慮するにあたっては、金融機関による事業者支援や事業計画等の継続的なフォロー及び必要な見直し等の態勢整備が前提となります。例えば、当初の見積りと実績の乖離について継続的に検証し、必要に応じて見積りの前提やモニタリングのあり方を見直すことが必要となります。

(2) 企業価値担保権信託

企業価値担保権の設定は、借手手を委託者、企業価値担保権信託会社を受託者として締結される「企業価値担保権信託契約」によって行う必要があります。

企業価値担保権の設定が信託によることとされたのは、主として、①事業者（借手手）保護等の観点から企業価値担保権者に限定を加えて金融行政当局の監督に服させること、②事業者の資金調達の便宜のために成長資金等を供給できる貸し手に対して広く企業価値担保権の利用を認めること、という2つの目的を両立させるためです。一般的な信託（財産の長期的・集団的管理機能、倒産隔離等を活用した信託類型）とは性質が異なるため、企業価値担保権信託会社が行う業務は一般の信託業と比べて定型的・非裁量的な内容とされ、また、貸し手が企業価値担保権信託会社を兼ねることも想定された制度設計となっています。

企業価値担保権信託会社に求められる必要な体制整備の水準については、「信託会社に関する総合的な監督指針（13企業価値担保権信託会社）」に示されていますが、今般、事業性融資PSにおいて更に具体化しています。

4. 検査・監督のあり方

事業性融資に関する検査・監督は、個別の基準や形式的なチェックリスト等に基づき機械的・画一的に判断するものではなく、金融機関の個性・特性を十分に踏まえた対話を通じて行うこととしています。

事業性融資PSでは、企業価値担保権付き融資に関する貸倒引当金の見積もり（債務者区

分・格付の判断を含む）について、少なくとも企業価値担保権付き融資の取組開始後、当面の間は、以下の方針で検査・監督を行うこととしています。

- 金融機関の経営陣の判断（会計監査人において確認された事実も含む）を尊重する。
- 金融機関における事業者とのコミュニケーション・経営改善支援に係る態勢整備・見直しの状況を確認するにあたっては、個別の融資案件の状況も踏まえつつ、将来に向けて改善の余地があるか（次回の対話において着眼すべきポイントはるか）に着目して対話を行う。

また、事業性融資（企業価値担保権付き融資も含む。）に関する検査・監督の具体的な進め方として、次のプロセスを示しています。

- ① 金融機関に対して（1）金融機関の組織体制、（2）信用リスク管理態勢、（3）企業価値担保権に関する信託業務の運営体制に関する資料を求め、必要に応じ、その内容について対話を行う。
- ② 個別案件にかかる（1）審査関係資料、（2）企業価値担保権に関する信託業務の処理状況に関する資料等を確認し、その内容について対話を行う。
- ③ 上記①、②による実態把握の結果、改善の余地があると判断された事項があれば、その点を共有し、次回の対話の際に確認する。

更に、将来の適切な時期において、改めて、上記①～③を行います。その際、前回の対話において共有した改善事項があれば、フォローアップの対話を行います。

なお、金融庁としては、必要に応じ、事業性融資の取組状況（企業価値担保権付き融資に係る債務者区分・格付や貸倒引当金の算定も含む。）を把握するため、会計監査人とも意見交換を行います。

5. おわりに

事業性融資の発展に向けた取組は、日本の企業・経済の持続的成長を目指す上で重要な意義を有しています。事業性融資は、事業の成長のために金融機関も一定のリスクを取るものであり、事業者だけでなく金融機関にも新しい挑戦が求められます。一定の試行錯誤が想定されるものの、失敗を過度に恐れることなく挑戦し、その結果を踏まえ、何が有効で何が課題となるのかを振り返り、改善を積み重ねながら、新たな挑戦を続けていくことが重要になります。特に企業価値担保権は全く新しい法制度であるため、その活用にあたって、まずは企業価値担保権の制度趣旨が十分に理解される必要があります。そのため、利用件数の多寡ではなく、その本旨に沿って質の高い取組が進められるよう、金融庁として、今後も、現場の担当者等の声を聞きながら、事業性融資の発展に向けた取組（企業価値担保権の適切な制度理解も含む。）を後押ししてまいります。